○文部科学省告示第三十二号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四十二条第一項第三号の文部科学大臣が定める協議すべき事項について次のように定める。

令和八年二月二十四日　文部科学大臣　松本　洋平

大学院設置基準第四十二条第一項第三号の規定に基づき、大学院を置く大学及び学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するために、当該学部との連続性に配慮した教育課程に関して協議する事項は、次のとおりとする。

一　卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事項

二　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事項

三　学生の計画的な教育課程の履修その他の修学に係る支援に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、当該学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するために必要な事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第三十三号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第四十五条第一項第三号の文部科学大臣が定める協議すべき事項について次のように定める。

令和八年二月二十四日　文部科学大臣　松本　洋平

専門職大学院設置基準第四十五条第一項第三号の規定に基づき、専門職大学院を置く大学及び学部を置く他の大学が、学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するために、当該学部との連続性に配慮した教育課程に関して協議する事項は、次のとおりとする。

一　卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事項

二　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事項

三　学生の計画的な教育課程の履修その他の修学に係る支援に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、当該学部との連続性に配慮した教育課程を編成し、及び実施するために必要な事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第三十四号

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和八年文部科学省令第五号）の施行に伴い、大学院設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月二十四日　文部科学大臣　松本　洋平

大学院設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示

（大学院設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第一条　大学院設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

前文中「第四十六条」を「第四十七条」に改める。

（専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部改正）

第二条　専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

前文中「第四十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改める。

附　則

この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令（令和八年文部科学省令第五号）の施行の日（令和八年二月二十四日）から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第三百五号

新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日　国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新千歳空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　新千歳空港内　北海道千歳市

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年二月二十五日